

（註）右項目ハ從來再三會社側ト接衝シタルモノ
一、代休ヲ一ケ年間有効ニセラレタキコト
一、女工ノ待遇ヲ男工同様昇格セラレタキコト
一、産業報國會ヲ即時結成セラレタキコト（産報俱樂部提案）
一、徹夜追通手當ヲ付セラレタキコト

嘆 願 要 項

- 一、準工ノ收入ヲ月六十五圓程度ニ準シテ他ヲ改善セラレタキコト
- 一、定期昇給年二回行ハレタキコト
- 一、帝國在郷軍人會日染工場分會ヲ設立セラレタキコト

これに對して會社側は要求事項は一應諒解するが、賃金臨時措置令の關係もあるから萬事一任して欲しいとの態度を表明するに及び従業員代表はそのことについては事情を従業員に傳へて見るが、承認するか否かは保証出来ないとして、別れた上、従業員に闘つたところ、會社側の意圖とは反對に、従業員は之を納得せず、偶々同會社の従業員